

第2回委員会講演資料

(令和3年7月16日開催)

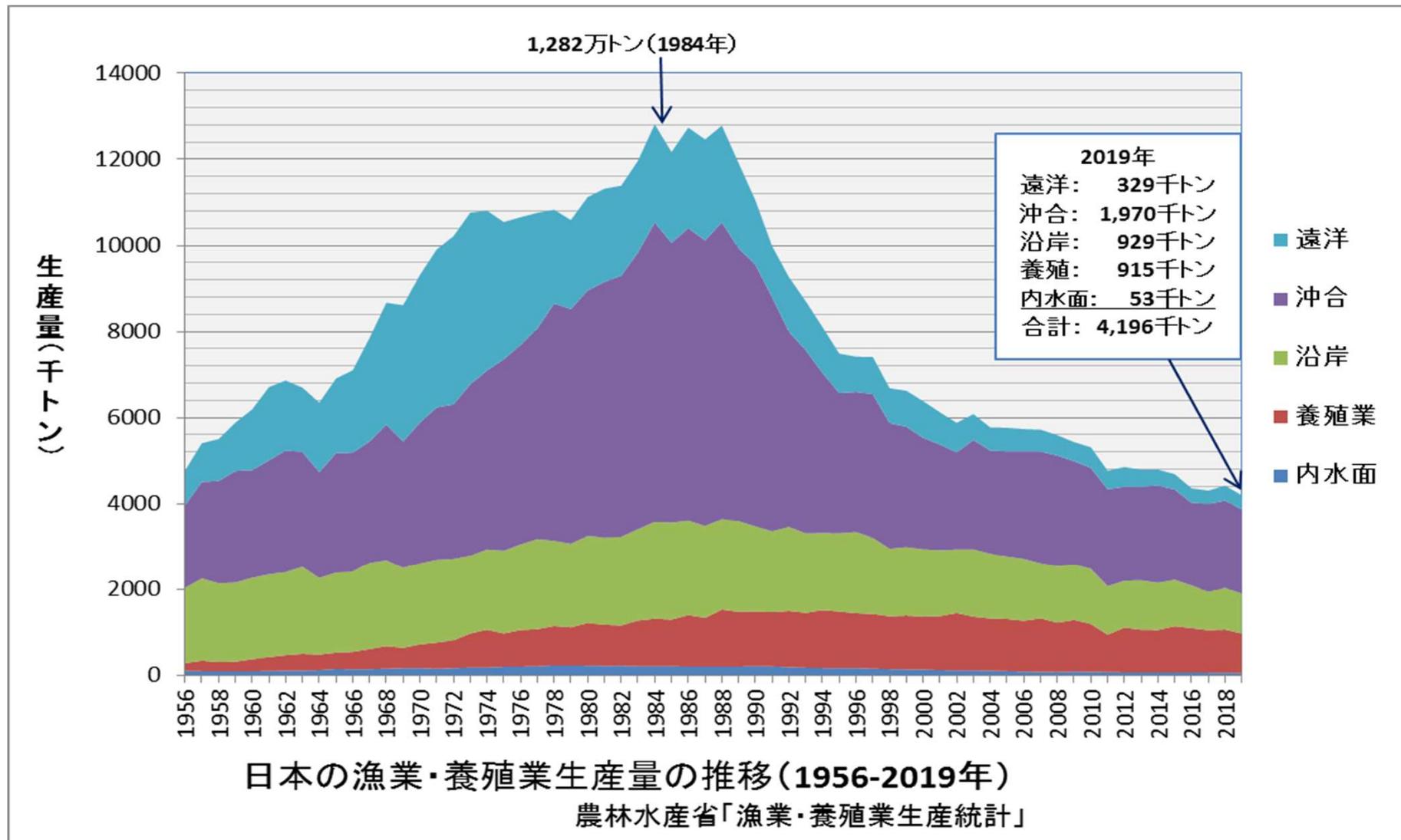
演者： 有菌眞琴

漁業権制度の歴史と改正漁業法について (漁業権を中心として)

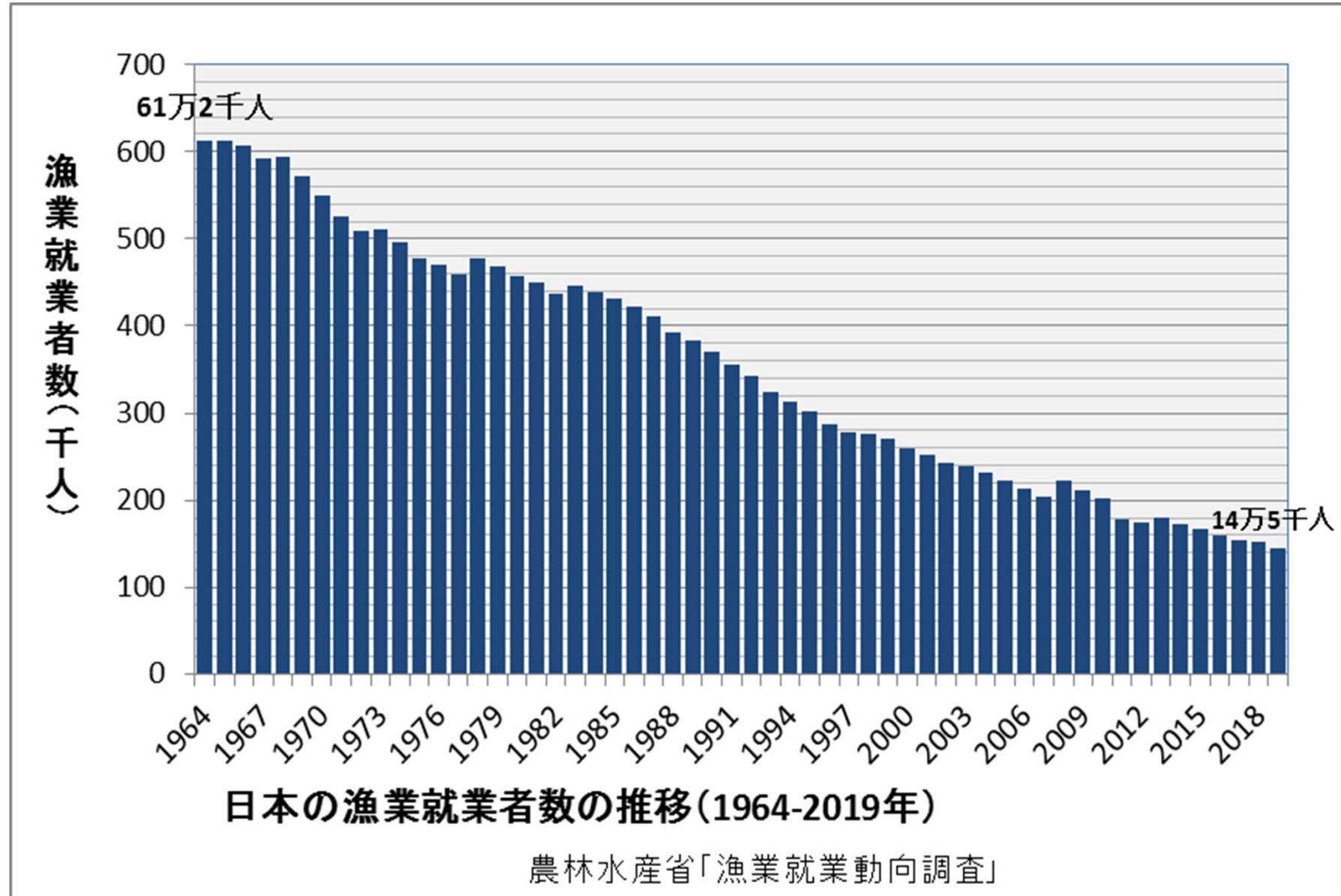
- I はじめに
- II 「律令要略」と「明治漁業法」
- III 「昭和漁業法」と「昭和37年改正法」
- IV 「平成30年改正法」
- V おわりに

I. はじめに

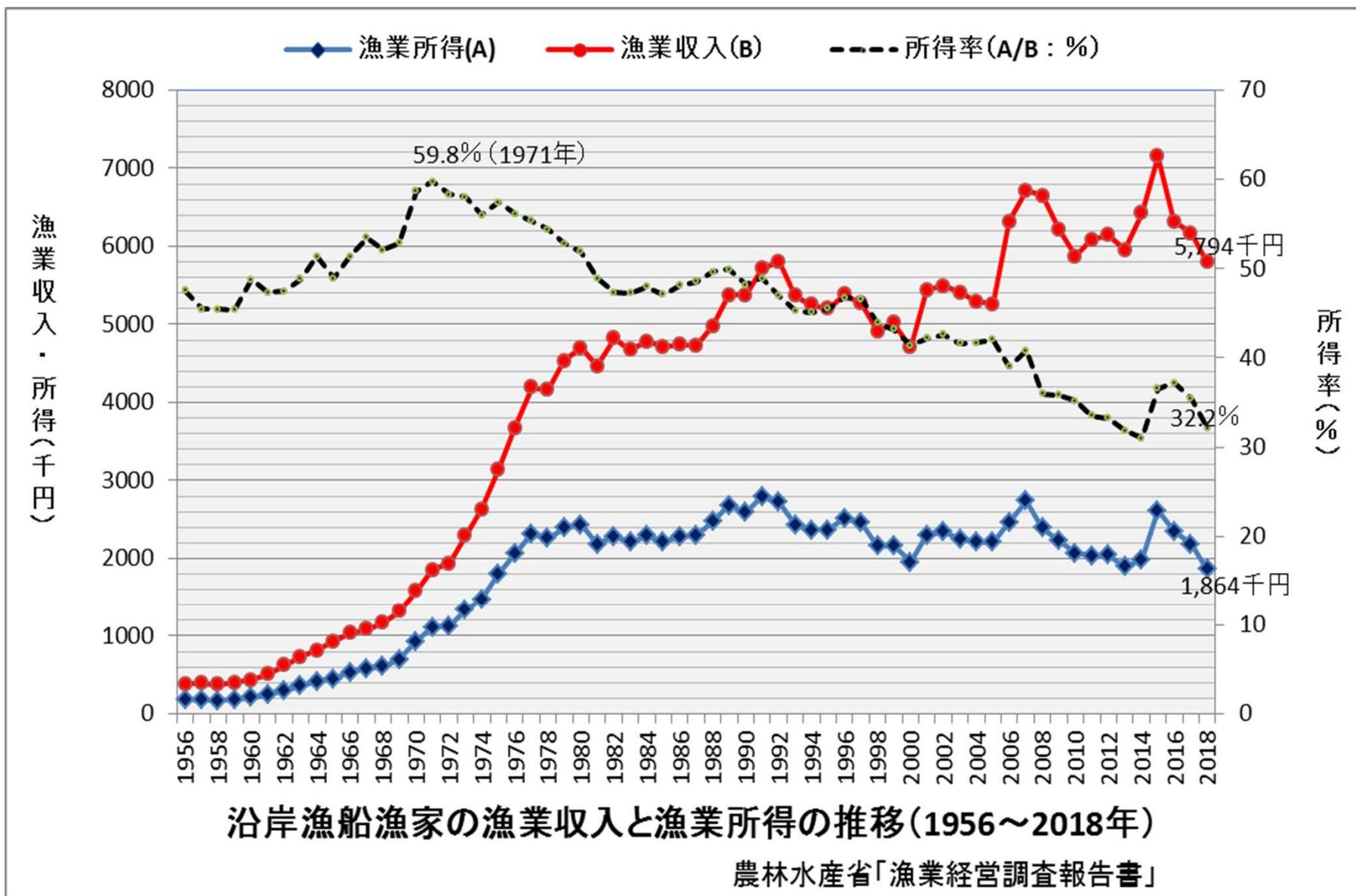
《漁業・養殖業生産量の継続的な減少》



《漁業就業者の継続的な減少》

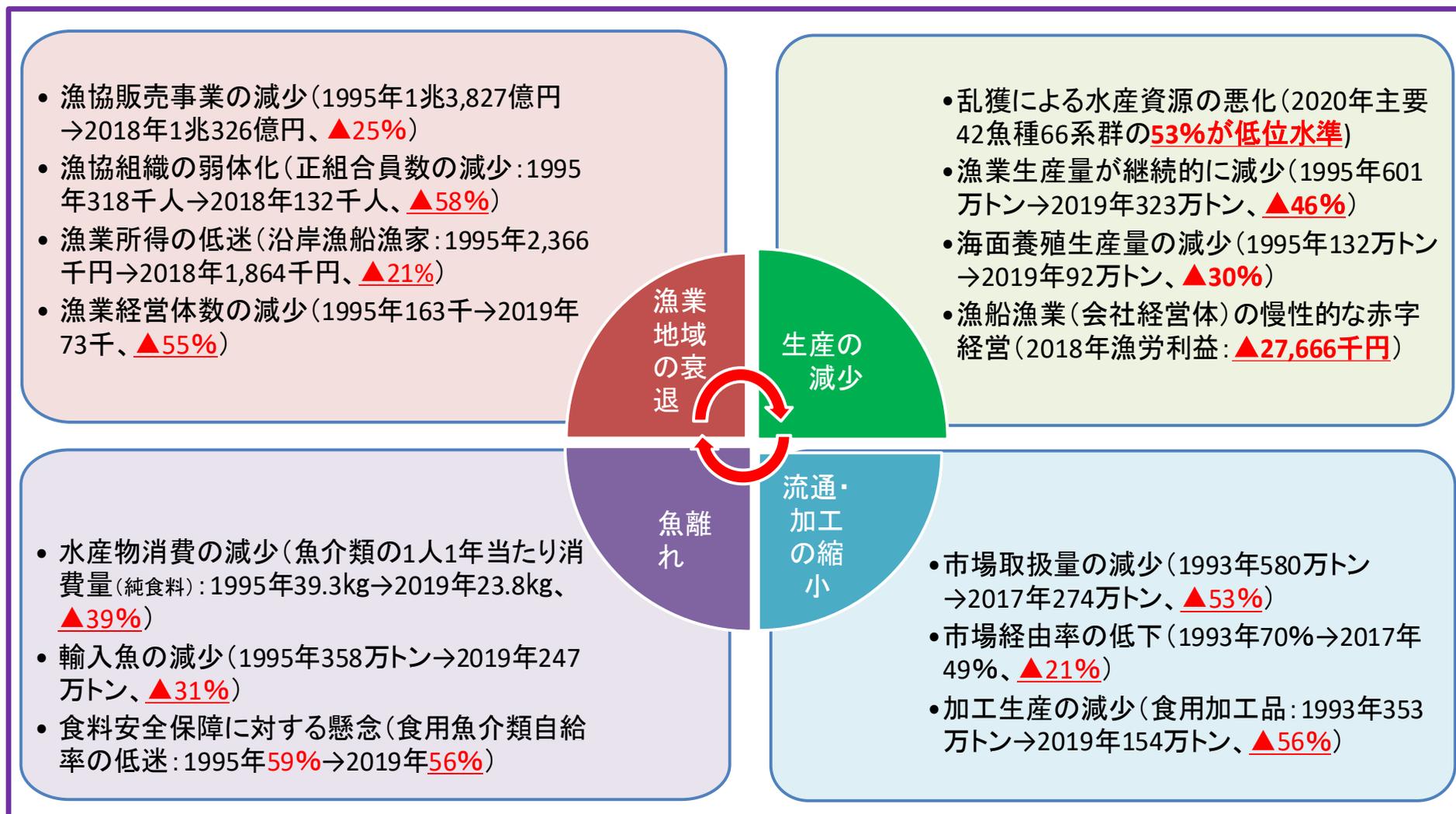


《沿岸漁船漁家における漁業所得の長期低迷》



《漁業・水産業の悪循環（負のスパイラル）》

漁業・水産業の悪循環（負のスパイラル） 【国連海洋法条約発効（1994年）後】



《「平成30年改正法」の注目点》

- ◆ 「平成30年改正法」は、平成30年6月に政府が決定した「水産政策の改革について」の趣旨を受けて改定されたものであり、特に注目される改正点は大きく2つある。
- ◆ 1つ目は、漁業の成長産業化を図るための新規参入促進をねらいとする「漁業権制度における優先順位の廃止」であり、
- ◆ 2つ目は、水産資源の適切な管理のための漁獲量管理（TAC）を基本とする「個別割当（IQ）による資源管理方式の導入」である。

《漁業権とは何か？》

- ◆ 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- ◆ 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- ◆ 漁業権は、①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（真珠養殖、藻類養殖や魚類小割式養殖など）及び③定置漁業権（大型定置など）の3種類に大別。

（水産庁ホームページ「漁業権等について」 p1から抜粋）

Ⅱ. 「律令要略」と「明治漁業法」

1. 「律令要略」とは？

- 漁業制度の原型がつけられたのは江戸時代で、その元になったのが、江戸幕府が寛保元年(1741)に出した『律令要略』

- 一 村并之魚獵場ハ村境ヲ沖見通獵場の境たり
(村並びの漁場の境は、村境から沖への見通し線である)
- 一 石獵者地付根付次第たり沖は入會
(磯見漁は地先の磯根の範囲であり、その沖は入会である)
- 一 入會魚獵藻草共に両郡之中央限之
(入会の漁撈・採藻は、共に両郡の中央を境界とする)
- 一 海石或ハ浦役永於納之者他村之獵場たるとも入會の例多し
(海石や浦役永を納めている場合は、他村の漁場であっても入会の例が多い)

《江戸時代における漁業の監督・指導・取締》

- ◆徳川幕府は、諸藩における政治は各藩の自治に委せていた。
- ◆長州藩では、漁業の許可や取締は代官に一任されていたが、実際的には「浦島役座」を構成する浦庄屋・浦年寄等が漁業一切の事件を司り、監督・指導をするのが通例であった。
- ◆江戸湾では、文化13年(1816)に、武蔵・相模・上総三国の44浦の名主・漁業総代等が『内湾漁業議定一札之事』という協約を取り交わした。この協約は、江戸湾での使用漁具を三十八職(38漁法)に限定することを規定した、当時としては画期的なものであった。
- ◆江戸時代における漁業制度の特徴とは、漁業年貢との見返りに得られる地先漁場の「占有利用権」と、名主(庄屋)等を中心とする階層的で強固な「自治組織」の存在と運営にあり、その「自治組織」が江戸時代の漁村を支えていた。

2. 「明治漁業法」の成立

- ◆ 明治政府は、明治7年(1874)、海・川・湖沼を「官有地(国有)」である旨を宣言し、翌8年には、旧来の漁業に関する権利や慣行を否認し、新たな申請に基づく借用料の徴収を主体とした新漁業制度を施行(「海面借区制」)。
- ◆ この「海面借区制」の施行後、全国各地で一大紛争が勃発し、漁場秩序が混乱。その最大の要因は、「自治組織」の存在を否定したことによって、名主(庄屋)等の協力が得られなくなったことによる。
- ◆ 明治政府は、早くも明治9年には「海面借区制」を廃止し、旧慣による漁場利用の権利・慣行を承認することによって、事態收拾を図った。
- ◆ 明治19年(1886)、『漁業組合準則』を公布し、漁業集落の入会団体等を「漁業組合」として組織し、漁場と操業規律を定めることとした。
- ◆ 明治34年(1901)、『漁業法』(法律第34号)が成立し、それまで各浦で伝統的に継承されてきた漁業の「慣行」が、法的裏付けをもった「漁業権」という形で権利化。
- ◆ しかし、この旧『漁業法』は、漁業権の性格について近代法的な明確さを欠いていたことなどが理由で全面改正され、明治43年(1910)に『明治漁業法』(法律第58号)が成立。

《明治漁業法の内容》

【漁業権制度を創設】

①漁業権の種類（第4条、第5条、第6条）

- ・「専用漁業権」：地先水面専用漁業権（一村専用）
入漁権（旧法：慣行専用漁業権）
- ・「定置漁業権」：壺網類、落網類、柵網類等の7種類
- ・「区画漁業権」：第1種、第2種、第3種の3種類
- ・「特別漁業権」：鯨漁業、地曳網、船曳網等の9種類

②漁業権の対象者

- ・漁業組合 → 地先水面専用漁業権、入漁権
- ・経営者 → 定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権

③免許の優先順位：規定なし（**先願主義**）

④漁業権の性格（第13条）：物権とみなす（免許漁業原簿に登録）。抵当権の設定、相続、譲渡、共有、貸付が可能

⑤免許の存続期間（第16条）：20年以内（更新可能）

→ 財産権的性格を有する漁業権の長期化は、一部資産家（羽織漁師）による漁場独占と夥しい空権を発生させた。

Ⅲ. 「昭和漁業法」と「昭和37年改正法」

1. 「昭和漁業法」(S24年)の成立

- ◆ 第2次世界大戦の間に、漁船の徴用・沈没、男子の徴兵、燃油・漁業用資材の不足等によって日本漁業は壊滅状態。
- ◆ 敗戦(S20年8月)後、マッカーサー・ラインの設定で操業海域が著しく制限される一方、日本経済の崩壊で労働者が漁業へ流入。漁業従事者は約100万人に膨張し、漁場は超過密化。
- ◆ 連合国司令部(GHQ)の占領下、食料政策である漁業振興を図るため、水産業協同組合法・改正漁業法(『昭和漁業法』)・漁船法・漁港法・水産資源保護法等が次々と制定された。
- ◆ ただし、『昭和漁業法』(S24年)の成立までには紆余曲折があり、国会に提出する法案としては4次案まで検討された。
- ◆ 当初、零細漁民の救済と漁村の民主化を目指し、「漁業権は漁民組織にのみに与えるべき」とされていたが、朝鮮戦争を控えて「社会主義思想」の急速な浸透に危機感を抱いたGHQの対日管理政策に変化があり、民自党などの修正案を受け容れ、「旧来の漁業権保有者への補償とともに、個人や会社組織などにも漁業権保有の途を開く」方向へと舵をきっていった。

2. 「明治漁業法」と「昭和漁業法」との比較

項目	「明治漁業法」	「昭和漁業法」
制定の目的	<p>◆ 法治国家として、江戸時代から慣習的・伝統的に継承されてきた<u>漁業の「慣行」</u>を、「<u>漁業権</u>」という形で制度化し、資源の保護と漁業の調整・取締を図ること。</p>	<p>◆ <u>旧来の漁業制度が漁村の封建制の基盤</u>であり、漁業生産力の発展を阻害していたとの認識に立ち、<u>新しい漁場利用秩序の構築により</u>水面を高度利用し、<u>漁業生産力の向上と漁村の民主化</u>を図ること。</p>
漁業権の種類	<p>◆ <u>専用漁業権</u>《地先水面》、<u>定置漁業権</u>、<u>区画漁業権</u>（1～3種）及び<u>特別漁業権</u>（1～9種）の<u>4種類</u>に区分。</p>	<p>◆ 専用漁業権と特別漁業権を廃止し、<u>共同漁業権</u>（1～5種）、<u>定置漁業権</u>及び<u>区画漁業権</u>（1～3種）の<u>3種類</u>に整理。</p>

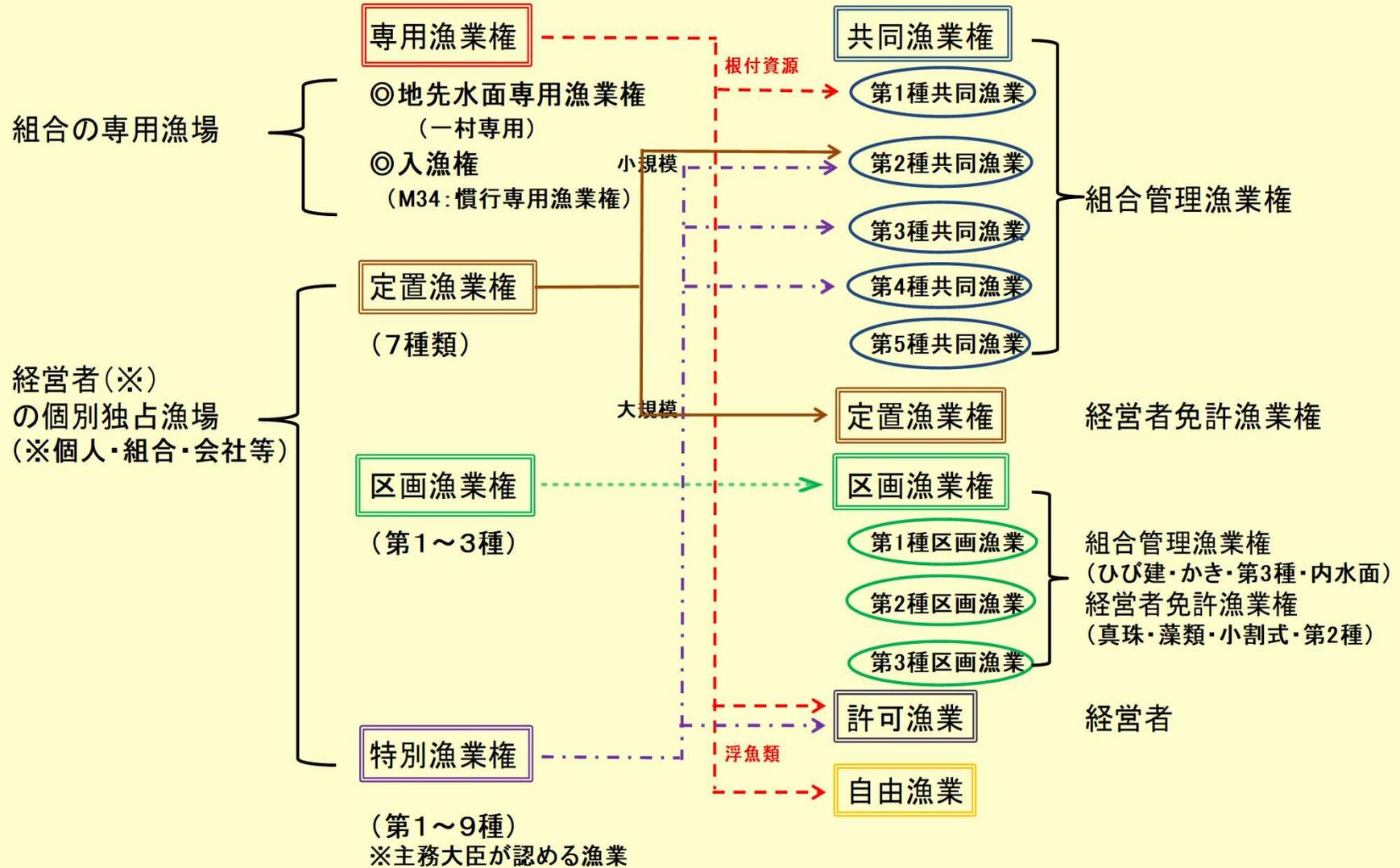
項目	「明治漁業法」	「昭和漁業法」
漁業権の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>漁業組合</u>：専用漁業権、入漁権（旧慣行） ◆ <u>経営者</u>：定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>漁協又は連合会</u>：共同漁業権、区画漁業権（ひび建・かき・第3種・内水面魚類）、入漁権 ◆ <u>経営者</u>：定置漁業権と上記以外の区画漁業権
免許の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「優先順位」の規定なし（<u>先願主義</u>）。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定置漁業権と区画漁業権について、「<u>優先順位</u>」を細かく規定（後掲）。
漁業権の性格	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「<u>物権</u>」とみなされ、<u>抵当権の設定、相続、譲渡、共有、貸付が可能</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「<u>物権</u>」とみなされるが、<u>貸付は禁止</u>。<u>抵当権の設定は知事の認可制</u>。移転は相続又は法人の合併・分割を除き不可（<u>譲渡禁止</u>）。

項目	「明治漁業法」	「昭和漁業法」
免許の存続期間	◆ <u>20年以内（更新可能）</u> 。	◆ <u>共同漁業権10年、その他漁業権5年</u> 。 ◆ 個別申請を認めず、5年又は10年の免許期間ごとに「 <u>一斉更新</u> 」。
漁場計画の樹立	/	◆ 知事が水面の総合利用と漁業生産力の維持発展のため、「 <u>漁業調整委員会</u> 」の意見を聴いて、免許期間ごとに「 <u>漁場計画</u> 」を樹立。
漁業調整委員会の設置	/	◆ <u>漁業調整機構</u> として、各都道府県に <u>選挙で選ばれた漁業者又は漁業従事者</u> を中心に構成される「 <u>漁業調整委員会</u> 」を設置（海面： <u>海区漁業調整委員会</u> 、 <u>連合海区漁業調整委員会</u> 。内水面： <u>内水面漁場管理委員会</u> ）

【漁業権制度の再編・再構築】

【明治漁業法(M43)】

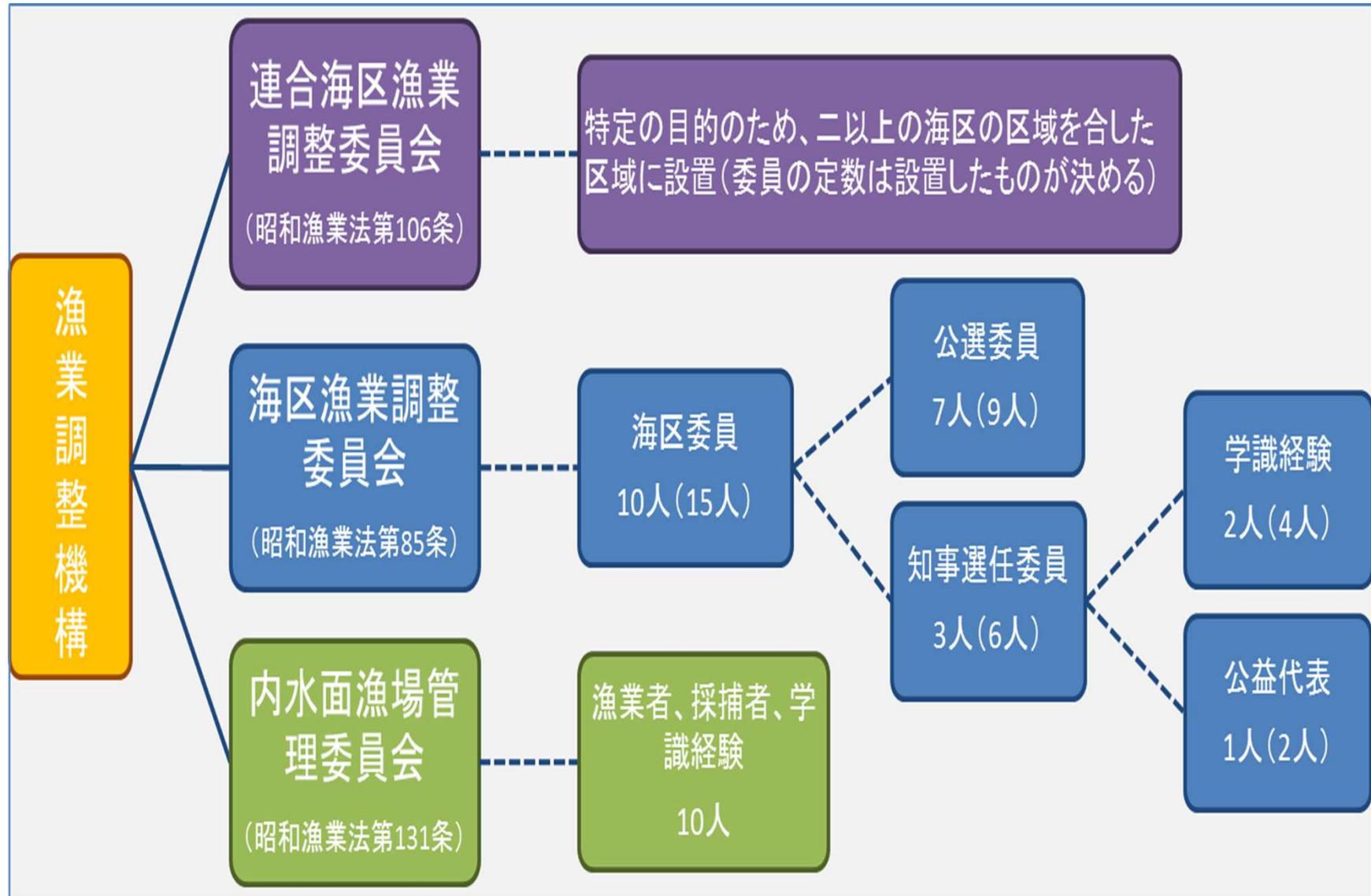
【昭和漁業法(S24)】



《漁業権免許の法定優先順位：S 2 4》

	定置漁業権	区画漁業権		
		藻類・小割式・第2種 (築堤・網仕切等)	ひび建・かき・内水面の魚類・第3種 (貝類)	真珠養殖
第一順位	地元地区に居住する漁民の7割以上が組合員である漁協、又はこれと実体を同じくする法人	漁業者又は漁業従事者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	地元漁協又は連合会が第一順位。 但し、これらが申請しなかった場合は、地元地区に居住する漁民の7割以上が構成員となっている法人	漁業者又は漁業従事者(真珠養殖業の経験者、無経験者は地元居住者を優先)
第二順位	地元漁民の7人以上で構成される法人	その他の者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	地元漁民の7人以上で構成される法人	その他の者(真珠養殖業の経験者、無経験者は地元居住者を優先)
第三順位	漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	/	漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	/
第四順位	その他の者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	/	その他の者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	/

《漁業調整機構：S24》



(注) 上表の括弧内は、S 3 7 改正の定数

3. 「昭和37年改正法」

- ① 組合管理漁業権の範囲を広げ、小割式養殖・真珠母貝養殖・藻類養殖を加えて「特定区画漁業権」とし、地元漁協又はその連合会を第1優先順位とした。
- ② 組合管理の「特定区画漁業権」と「共同漁業権」では「漁業権行使規則」又は「入漁権行使規則」を定め、組合員にその行使を行わせる。また、「特定区画」と「第1種共同漁業」の行使規則の制定・変更又は廃止には、関係漁民の3分の2以上の書面同意を必要とする。
- ③ 「定置漁業権」の対象を変更するとともに、地元漁民（7割以上）で構成される有限会社・生産組合等を漁協自営と同じく第1優先順位とした。「真珠養殖」でも新規漁場では地元漁協や地元漁民の生産組合等を真珠養殖業経験者と同じく第1優先順位とした。
- ④ 真珠養殖と大規模な海面養殖業（第2種区画）については、権利の存続期間を延長し、10年とした。
- ⑤ 「漁業調整委員会」の定数増（公選委員7→9人、学識委員2→4人、公益委員1→2人：計10→15人）及び任期延長（2→4年）を行った。

《漁業権免許の法定優先順位：S37》

	定置漁業権	区画漁業権	特定区画漁業権	真珠養殖
第一順位	地元地区に居住する漁民の7割以上が組合員である漁協、又は、 <u>地元漁民の7割以上が組合員、社員又は株主となっている法人(生産組合、漁民会社)</u>	漁業者又は漁業従事者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	地元漁協又は連合会が第一順位。 但し、これらが申請しなかった場合は、 <u>地元漁民の7割以上が組合員、社員又は株主となっている法人(生産組合、漁民会社)</u>	漁業者又は漁業従事者(真珠養殖業の経験者、無経験者は地元居住者を優先) ※新規漁場では、 <u>地元漁協等の法人を、経験を有する漁業者と同列におき、第一順位とする。</u>
第二順位	<u>地元漁民の7人以上が組合員、社員又は株主となっている法人(生産組合、漁民会社)</u>	その他の者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	<u>地元漁民の7人以上が組合員、社員又は株主となっている法人(生産組合、漁民会社)</u>	その他の者(真珠養殖業の経験者、無経験者は地元居住者を優先)
第三順位	漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)		漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	
第四順位	その他の者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)		その他の者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	

《漁業権の種類と存続期間の関係》

『昭和漁業法(S24)』			『昭和37年改正法』		
漁業権	種別	漁業権 存続期間	漁業権	種別	漁業権 存続期間
共同漁業権	第1種・第2種・第3種	10年	共同漁業権	第1種・第2種・第3種	10年
定置漁業権	身網の場所が水深27m以上の大型定置、北海道のニシン・イワシ・サケ又はマス定置	5年	定置漁業権	身網の場所が水深27m以上の大型定置(陸奥湾の落とし網とます網を除く)、北海道のサケ定置	5年
区画漁業権	第1種・第2種・第3種	5年	特定区画漁業権	ひび建・藻類・真珠母貝・小割式・かき・第3種(地まき式貝類)	5年
			上記以外の区画漁業権	真珠・第2種(築堤式・網仕切式・溜池)・内水面	10年 (内水面 5年)

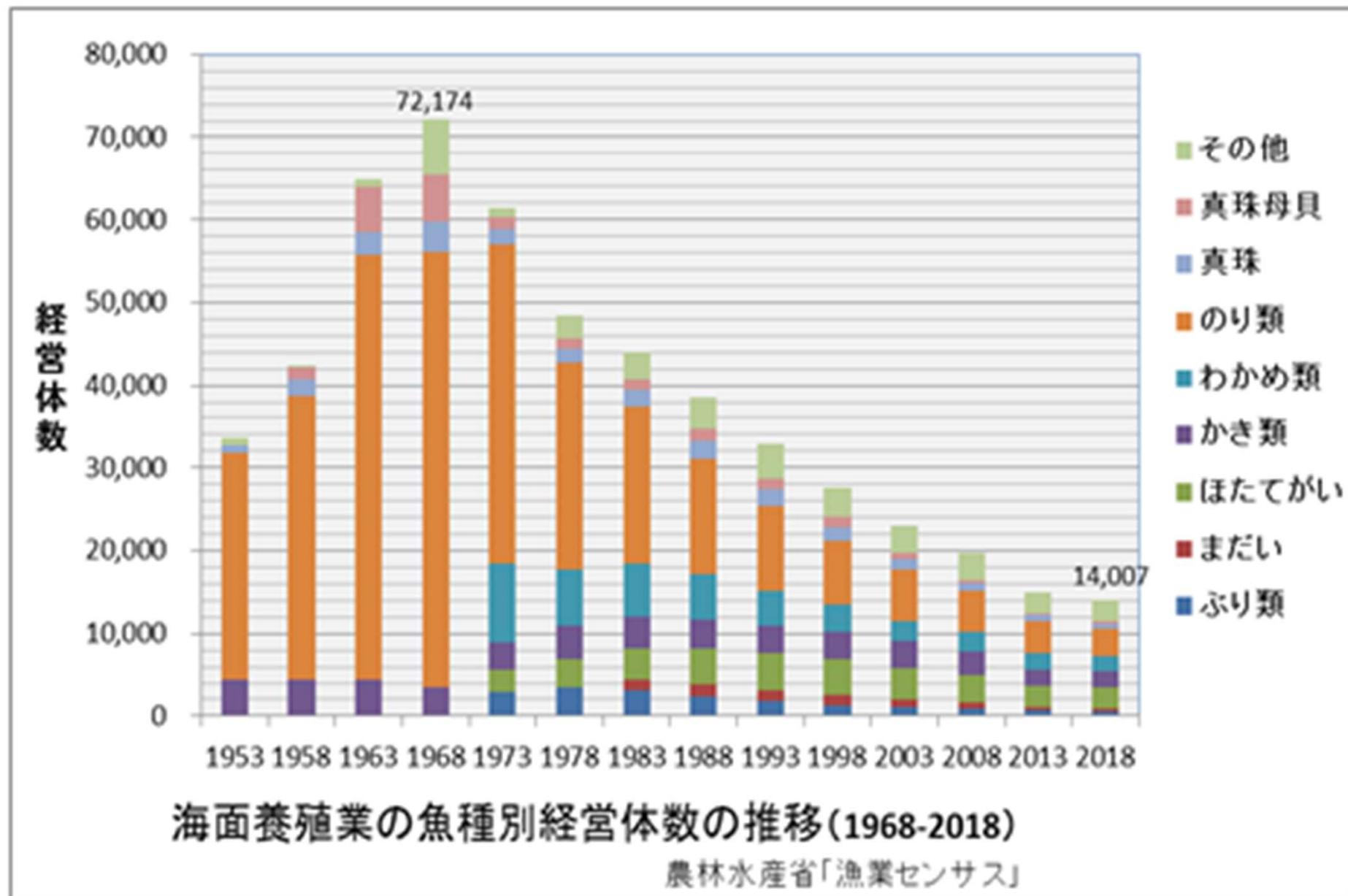
(注) 各漁業権区分に該当する漁業種類の詳細については、資料末尾の「付録」を参照。

IV. 「平成30年改正法」

1. 改正の背景

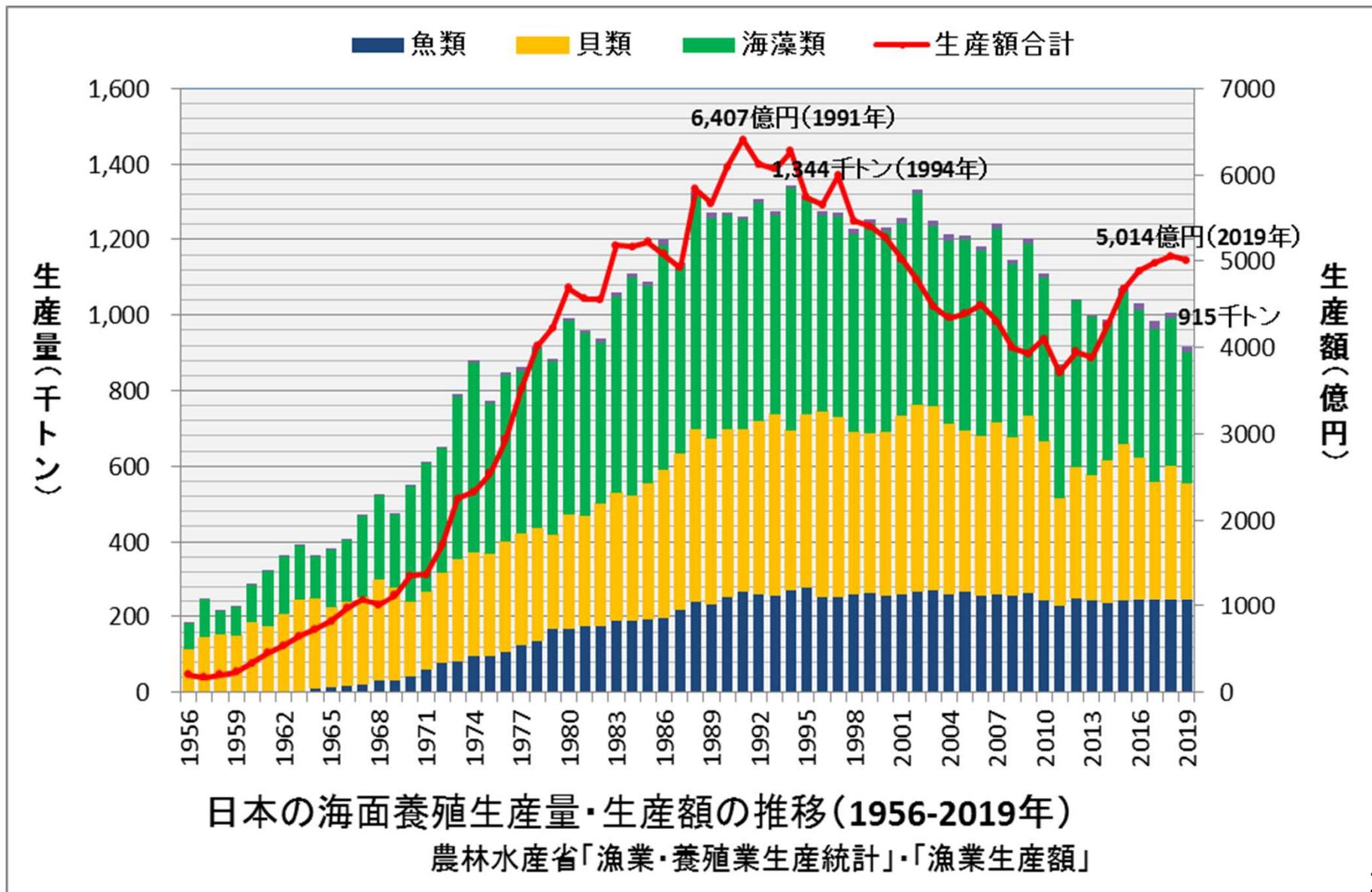
- 漁業権に関する制度改正は、「昭和37年改正」から56年を経過していたが、その間に問題が全く無かった訳ではなく、漁業権の更新や新規の漁業権を設定する際に、漁業調整や漁場管理を理由として、地元漁協による閉鎖的で硬直的な漁業権の運用がなされているとの指摘が度々あり、問題になっていた。
- 「特定区画漁業権」である海面養殖業に民間企業が参入する場合、①漁協の組合員としての限定的な漁場利用となるため、資本力や技術力に見合った経営が困難、②自社に加工技術や販売能力があっても漁協の販売事業や購買事業の利用を強制される、③不透明な多額の漁業権行使料を要求されることなどが問題となっていた。
- 「定置漁業権」では、①漁業権管理を行っている漁協自営が最優先されるのが実態であり、民間企業が免許を得ている場合でも、②漁協から漁場使用料等の対価性のない多額の金銭徴収がある、③儲かっている漁場においては、免許切替時に優先順位の高い漁協自営となって、追い出されるケース等が起きていた。

海面養殖経営体数は継続的に減少

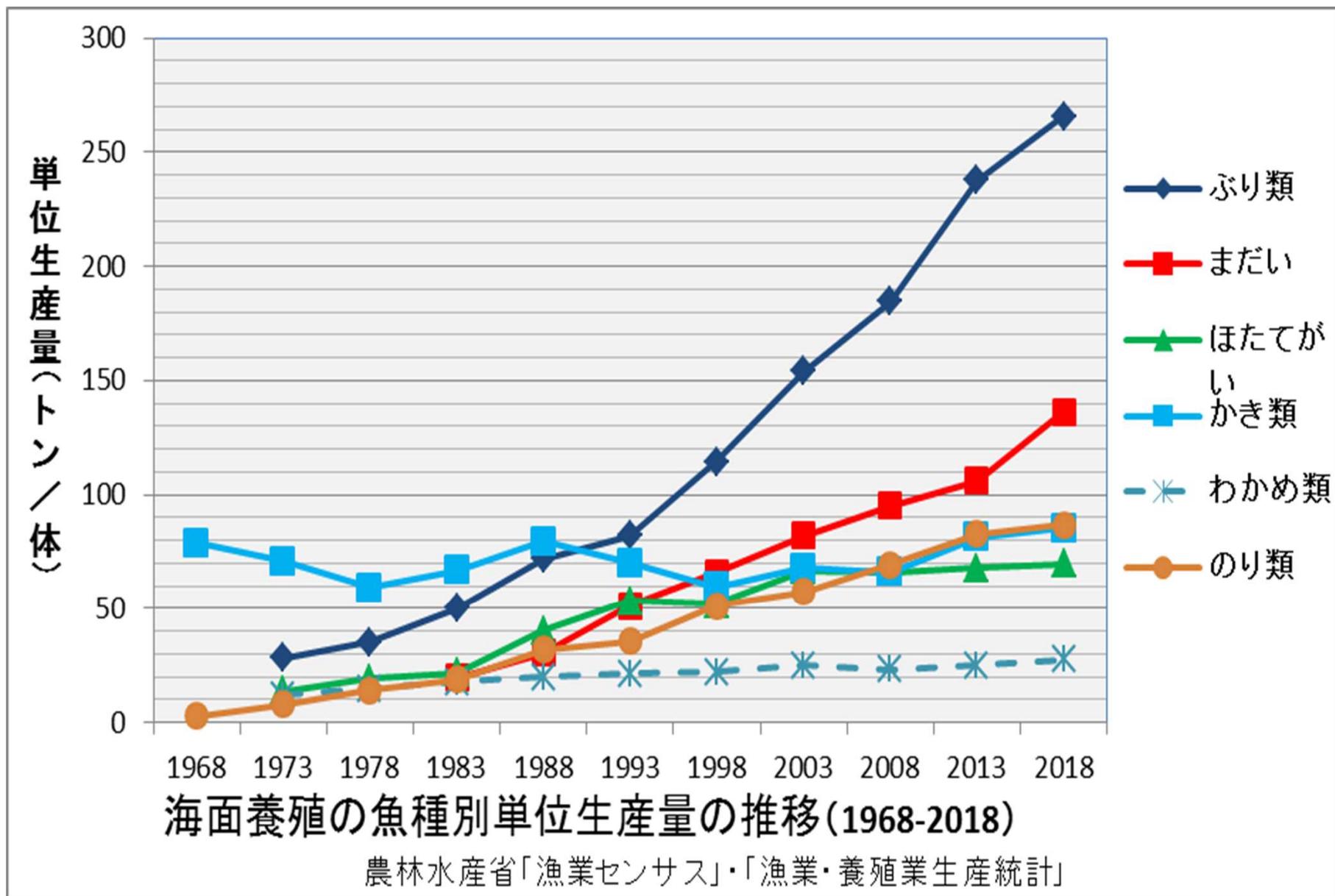


海面養殖生産量・生産額の推移

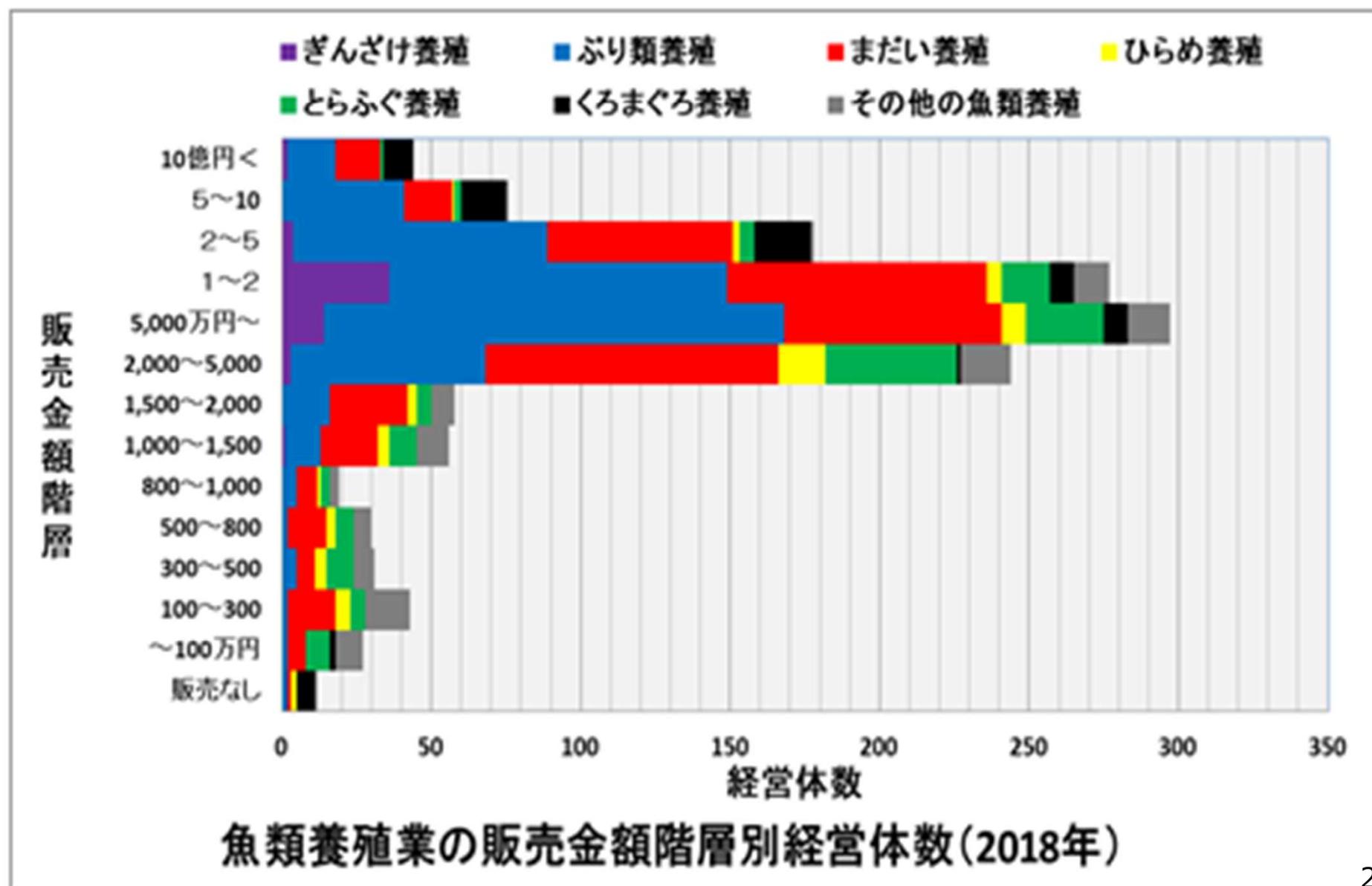
(生産量は平成6 (1994) 年にピーク)



1 経営体当たり生産量は増加傾向



魚類養殖業の販売金額別経営体数 (5千万円以上～1億円未満階層にモード)



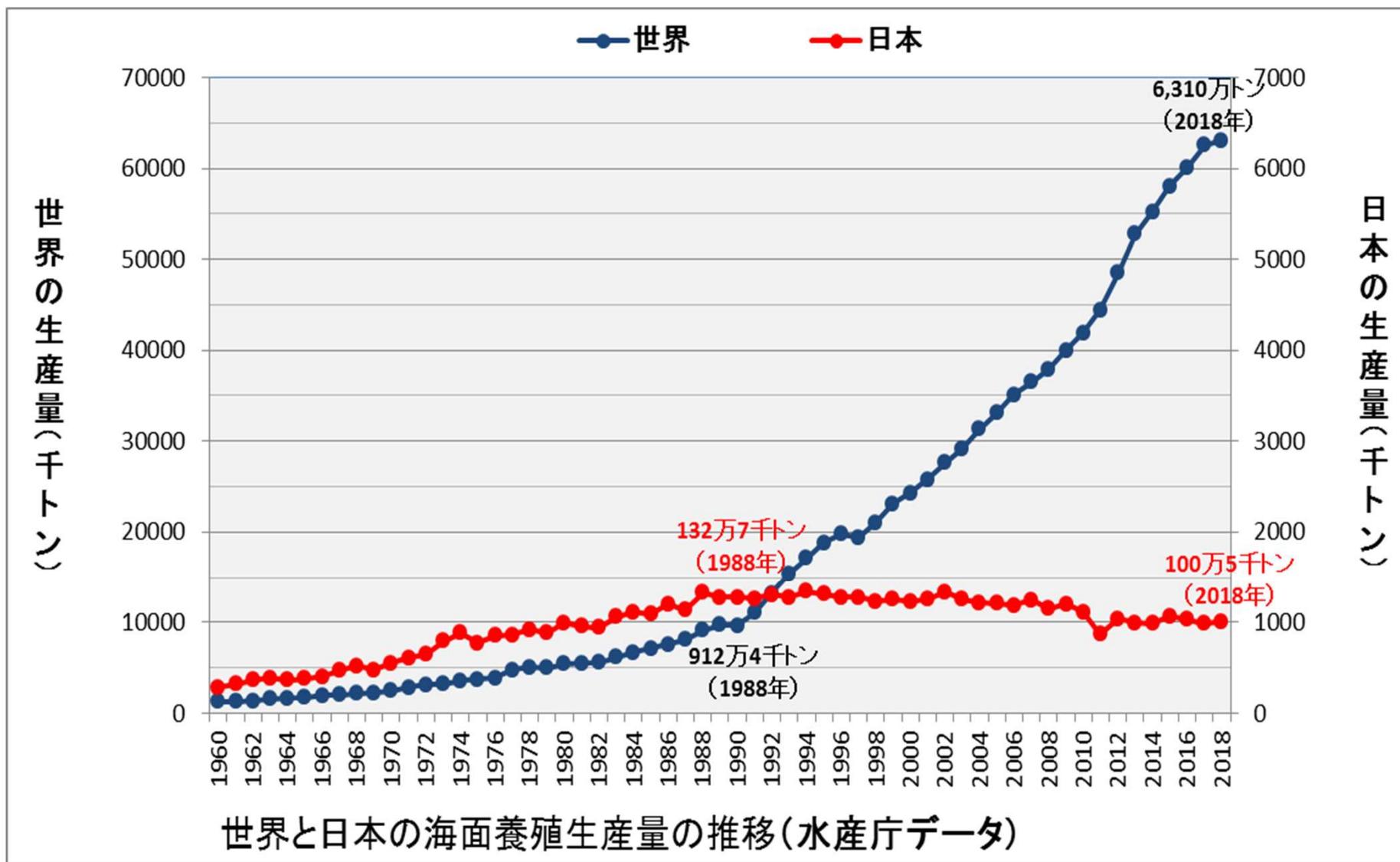
海面養殖業の分類別経営体数構成

(会社経営体は全体の7%、魚類養殖では39%)

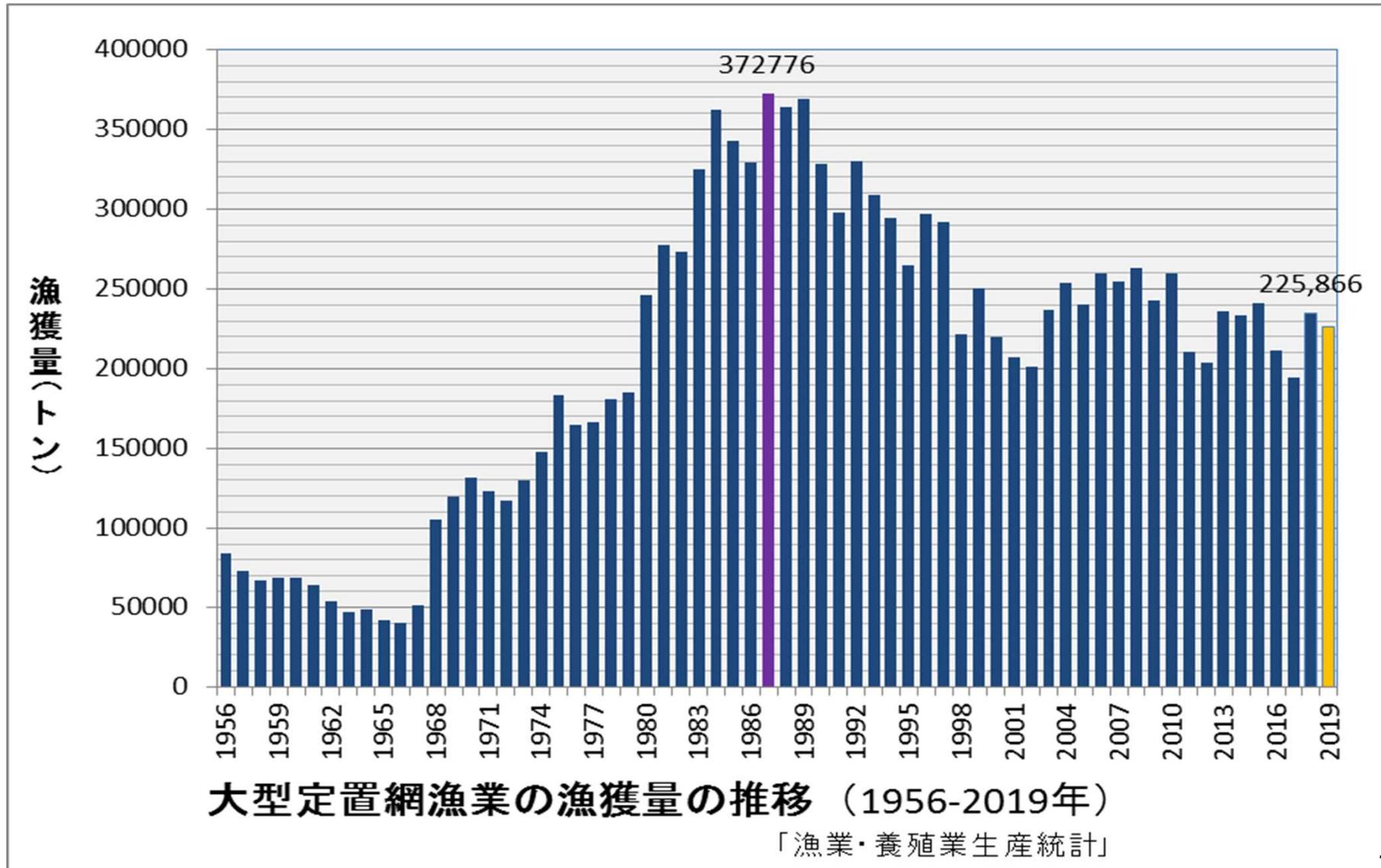
	個人		会社		漁協		その他		計	
	経営体	%	経営体	%	経営体	%	経営体	%	経営体	%
魚類計	809	58.1	545	39.2	7	0.5	31	2.2	1,392	100.0
魚類以外計	11,745	93.1	438	3.5	22	0.2	410	3.3	12,615	100.0
全体計	12,554	89.6	983	7.0	29	0.2	441	3.1	14,007	100.0

(2018年漁業センサス)

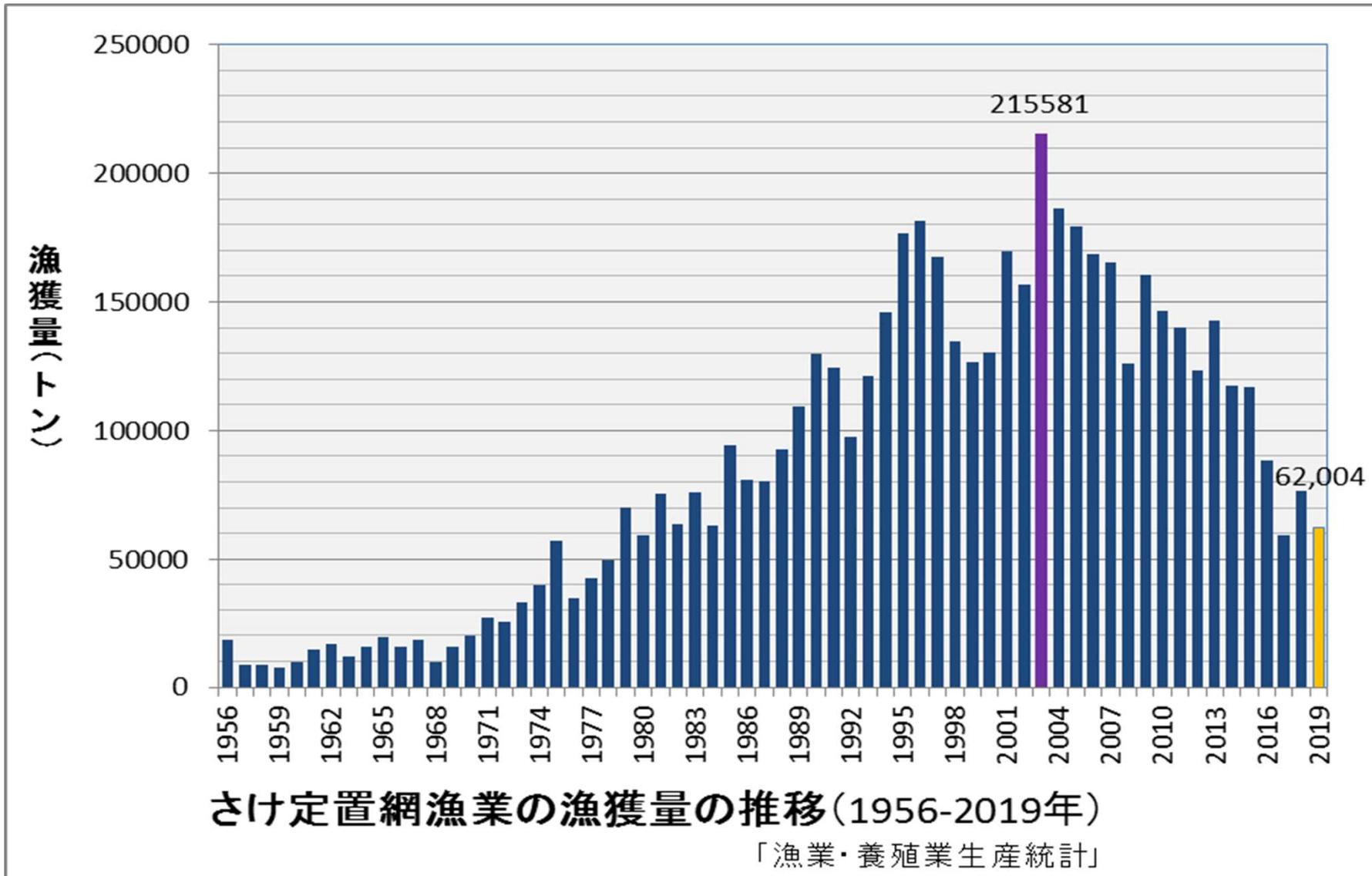
過去30年間で世界の海面養殖生産量は7倍に急増 我が国は24%減少



大型定置網漁業の漁獲量の推移 (現在はピーク時の61%に減少)



さけ定置網漁業の漁獲量の推移 (現在はピーク時の29%に減少)



2. 漁業権制度に係る改正の概要

① 法定の「優先順位」を廃止

【漁業権を付与する者の決定】

- ・ 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許（第73条第2項第1号）。
- ・ 既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（第73条第2項第2号）。

② 資源管理・漁場活用の状況等の報告を義務づけ

- ・ 漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すと共に、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条）。

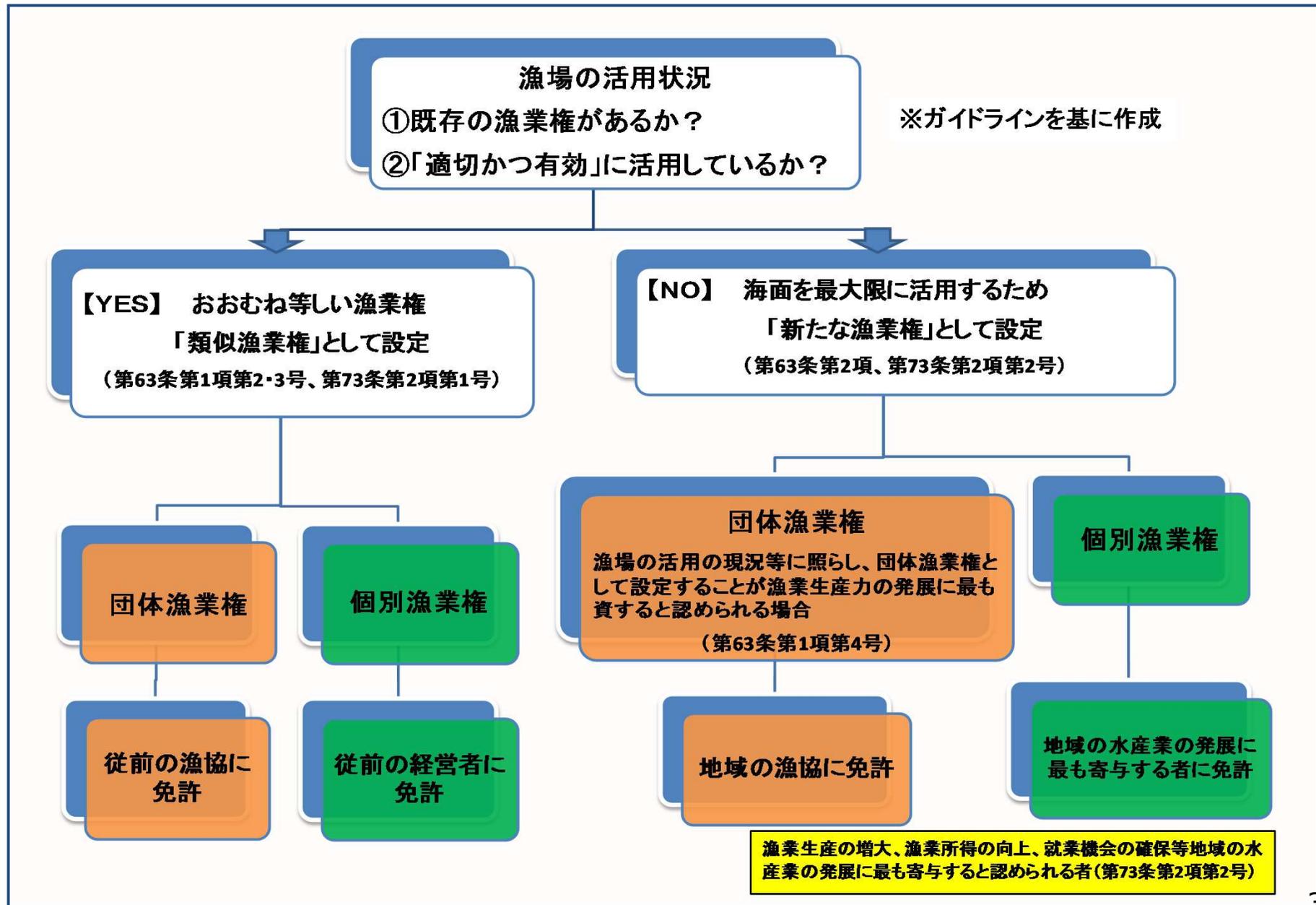
③ 沿岸漁場の保全活動を制度化

- ・ 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）→企業などからの漁場管理料や協力金等の不明朗な金銭授受を是正。

④ その他

- ・ 「海区漁業調整委員会」について、漁業者委員の公選制を廃止し、知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条）。
- ・ 密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）。

《区画漁業権の設定プロセス》



《海面利用制度等に関するガイドライン》

- ◆ 「適切」の判断基準としては、漁業関係法令を遵守していること、漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切であること、漁場紛争が起きていないこと又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいること、資源管理を適切に実施していること、漁場改善計画に基づく取組が行われていること等を満たしていることが求められる。
- ◆ 「有効」の判断基準としては、操業や養殖が可能な期間を相当程度利用していること、養殖密度等が周囲の漁場と同程度であること、あるいは飼育状態を合理的に説明できること等を満たしていることが求められる。
- ◆ 「地域の水産業の発展に最も寄与する」か、否かは、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然に考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。

《海区（内水面）漁場計画の樹立から免許の流れ》



漁業権免許の状況（平成30年）

水産庁ホームページ「漁業権等について」 p6抜粋

- ◆ 「**共同漁業権**」は、地元漁協に4,931免許。
 - ◆ 「**区画漁業権**」は、合計7,858免許され、そのうち、漁協以外の法人が直接免許されているのは261（全体の3%）、法人が漁協の組合員（※）として権利行使をしているのは711（全体の9%）ある。
 - ◆ 「**定置漁業権**」は、合計1,784免許され、そのうち、漁協以外の法人が直接免許されているのは578（全体の32%）ある。
- （※）沿海地区漁協の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計藻トン数が1,500～3,000トン（定款で設定）以下であるものは、組合の組合員たる資格を有する（水産業協同組合法第18条）

V. おわりに

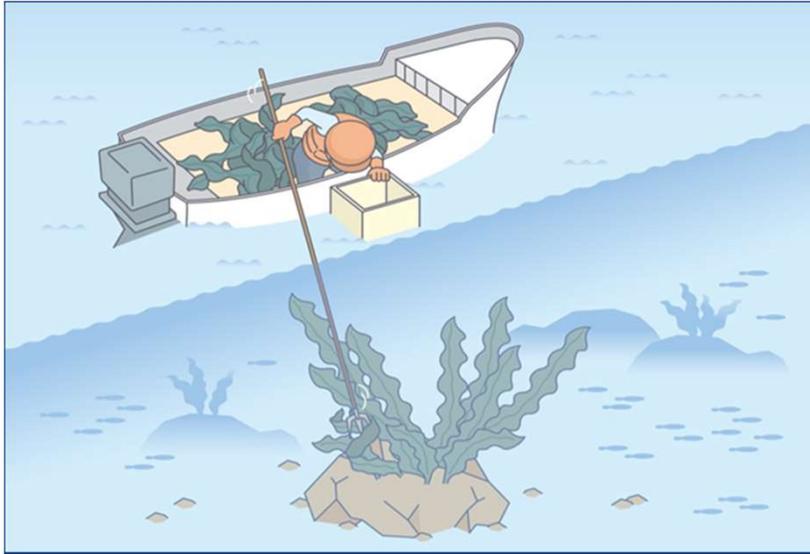
◆ 「優先順位」が廃止されたことについて、賛否両論はあるが、我が国の漁業権制度の変遷と養殖業や定置漁業の実態を踏まえれば、次の理由から、沈滞・低迷している漁村の再生にとっては必要な改正であったと考えられる。

① 「優先順位」制は、戦前の羽織漁師による独占的・固定的な漁場利用を排除することに加えて、戦後の過剰就業を民主的に整理・解消する必要性から導入されたが、その所期の目的が既に実現されていること。

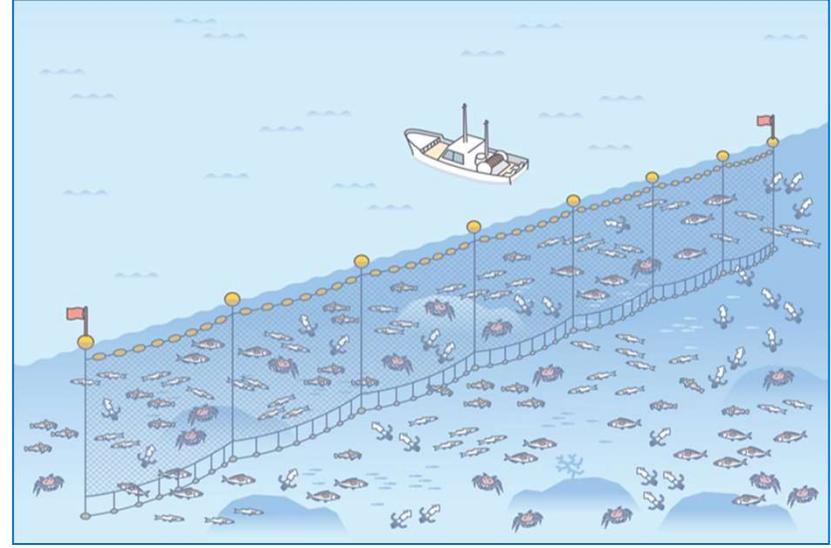
② 漁業就業者の減少と高齢化が進行している現状において、民間企業を一方向的に劣後させる制度の存在が漁協による閉鎖的かつ固定的な漁場利用を後押しすることになり、それが漁業・漁村の衰退を加速させていると考えられること。

- ◆ 「漁業権制度」が必要かどうかの議論はあるが、「改正漁業法」においては、都道府県知事は海面全体を最大限に活用するため、漁業権のない海面に「新たな漁業権」を設定するよう努めるものとする（第63条第2項）とされ、それに対して免許権をもつ知事には一定の幅をもった裁量権が付与された。こうした新たな制度を活用して、知事が各都道府県の実情に最も相応しい漁場利用の在り方を「漁場計画」の中で検討し、地域水産業の発展につなげることが可能になった意義は大きく、その実現に向けて各都道府県による明確な「審査基準」の設定・公表と、適切な運用を期待したい。
- ◆ 令和5（2023）年には、改正法施行後初の漁業権の切替があり、各都道府県は「漁場計画案」の作成に向けた準備段階に入っているため、水産業界としてその動向を注視しつつ、活発な議論と必要な提言・要望を国・都道府県に上げていく必要があろう。

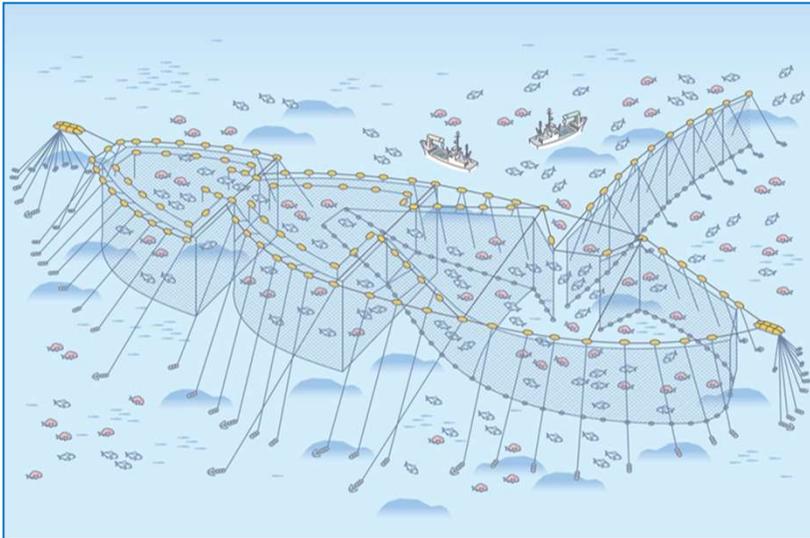
おわり



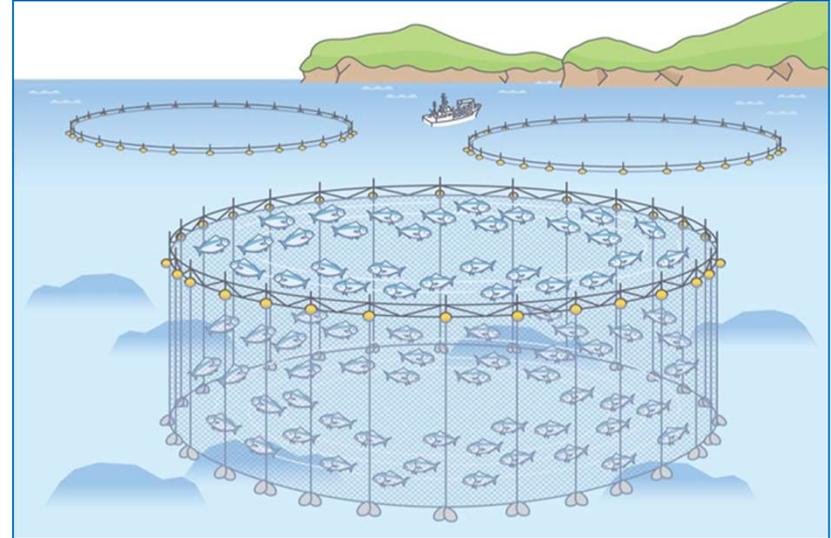
共同漁業権（第1種：採介藻）



共同漁業権（第2種：建網・小型定置等）



定置漁業権（大型・サケ定置網）



区画漁業権（小割式・垂下式養殖等）

【付録】

(1)「共同漁業権」とは

「共同漁業権」とは、一定の水面（漁場）を漁協等の管理（「漁業権行使規則」）の下で、組合員が共同に利用して営む小規模な漁業で、第1～5種に分かれている（『改正漁業法』第60条第5項）。

第1種共同漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性水産動物を目的とする漁業 （あさり漁業、あわび漁業、うに漁業、こんぶ漁業、てんぐさ漁業等）
第2種共同漁業	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業で、定置漁業、第5種以外のもの （小型定置網漁業、固定式刺網漁業、敷網漁業、いか巣網漁業、袋待網漁業等）
第3種共同漁業	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（無動力船を使用するものに限る）、 飼付漁業、つきいそ漁業
第4種共同漁業	寄魚漁業、烏付こぎ釣り漁業であって、第5種以外のもの （和歌山県・三重県等で行われているが、一般的ではない）
第5種共同漁業	内水面で営む漁業であって、第1種以外のもの （アユ漁業、コイ漁業、ワカサギ漁業等）

(2) 「区画漁業権」とは

「区画漁業権」は、養殖を行うための漁業権であり、以下のとおり3種類に分かれている(『改正漁業法』第60条第4項)。なお、「昭和37年改正法」以降は、地元漁協又は漁連に第1優先順位で免許されるものは「特定区画漁業権」(旧法第7条)とされ、それ以外は、法定の「優先順位」に基づいて経営者に免許される制度として運用されてきた(現在廃止)。

区 画	第1種	一定の区域において、ひび・小割網等を敷設して営む養殖業 (ひび建養殖業、かき養殖業(垂下式)、真珠養殖業(垂下式)、真珠母貝養殖業(垂下式)、藻類養殖業、小割り式養殖業)
	第2種	堤防や網などで囲まれた一定の区域において営む養殖業 (築堤式養殖業、網仕切り式(パイル式)養殖業、溜池式養殖業)
	第3種	一定の区域内において営む養殖業で、第1種・第2種でないもの (地まき式貝養殖業)

注：上表の括弧内は「特定区画漁業権」

(3) 「定置漁業権」とは

- ◆「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業で、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27m（沖縄県にあっては15m）以上であるもの。ただし、瀬戸内海における「ます網漁業」並びに陸奥湾における「落とし網漁業」及び「ます網漁業」は除く（『改正漁業法』第60条第3項第1号）。
- ◆上記及び、北海道においてサケを主たる漁獲物とするもの（『改正漁業法』第60条第3項第2号）。
- ◆なお、旧法における免許の「優先順位」は、以下のとおりであった。
 - ①地元漁民の7割以上を含む法人（漁協、生産組合、漁民会社）
 - ②地元漁民の7人以上で構成される法人（生産組合、漁民会社）
 - ③漁業者又は漁業従事者（法人を含む）
 - ④その他の者（新規参入者等）